

# 新副市長・教育長に聞く

4月に新しく就任した中山満副市長。引き続き教育行政を担う藤田長久教育長。それぞれに今後の仕事への意気込みや市民の皆さんへのメッセージなどを聞きました。



**中山 満** 副市長  
なかがやま みつる  
真庭市(旧北房町)出身。岡山県職員として30年勤務。行政改革推進、地域振興、循環型社会推進などに携わる。

**津山を元気にするために頑張ります！**

**副市長として声が掛かった時の感想は？**

非常に責任の重い職なので、自分ができるか不安な面もありました。しかし、市民に密着したやりがいのある仕事だと考え、お受けすることを決断しました。

**県職員時代の仕事について**

約30年間で15部署、福祉から農林・土木関係まで幅広くいろいろな業務を経験させていただきました。旧赤坂町に人事交流で出向したこともあ

り、市町村での勤務経験もありました。また、旧高梁地方振興局では、市町村に行政的・財政的助言などとしていましたし、地域振興課では、市町村と一緒に、市町村と一緒になって地域の活性化や中山間地域の振興について研究もしていました。地方自治の発展を目指して、公務員を志した初心を忘れることなく仕事に取り組むことができました。

**津山市の印象はどうですか？**

真庭市(旧北房町)の出身なので、幼い頃から買物といえは津山に来ていて、憧れのまちでした。この春のさくらまつりの期間中に、初めて夜の津山城(鶴山公園)に行きました。高い所から見ると、桜が敷き詰められたように見え、とても感動的でした。歴史的・文化的な良いものがたくさんあるまちですね。津山に住ん

だことが無かったので、これからは新鮮な目線で新しい魅力を発見したいですね。

音楽のまち・文化のまち「津山」を全国に発信できたいと思っています。今後はどのような教育行政を進めていきますか？

元気のあるまちにしたいですね。県北の中心都市として、広域的な交流と連携を果たすように取り組みます。また、地方自治の主人公はあくまでも市民。市民の幸せ、福祉の向上に職員と力を合わせて努めていきたいです。

**市民の皆さんへひびく**

「自立と協働の社会の到来」が言われていますが、市民の皆さんや地元企業、各種団体などと手を携えて「至誠天に通ず」をモットーに、津山を元気にするために頑張ります。

**これまでの約2年間は どうでしたか？**

「教育は愛なり」を信条に、自ら考え、判断し、行動して、その責任を負うことができる主体性のある個人の育成を進めてきました。第7回津山国際音楽祭や第19回全国生涯学習フェスティバルなども成功に終わり、

音楽のまち・文化のまち「津山」を全国に発信できたいと思っています。今後はどのような教育行政を進めていきますか？

**市民の皆さんへひびく**

さわやかな汗を流し、心豊かな人間性を培い、地域や社会に貢献できる人材を育成し、未来志向で「明るい教育のまち、津山」を目指して頑張ります。

**藤田 長久** 教育長  
ふじた ながひさ  
昭和43年から高等学校教諭や県教育委員会に勤務。平成17年3月、県立勝間田高等学校校長をもって退職。その後、広島工業大学広報担当参事に就任し、平成18年5月1日から現職。

**「明るい教育のまち、津山」を目指します！**



## 5月から 市民課窓口での手続きが 厳格になりました

**「本人確認」が法律上のルールに!!**

市民課と各支所市民生活課では、これまで戸籍などの証明書の請求や住民異動などの届け出を受理する時には、個人情報保護のため、市で定められた要綱に基づき本人確認を実施していましたが、戸籍法・住民基本台帳法の改正により、5月1日からは法律に基づいた本人確認を行って頂きます。

**「本人確認」に必要なもの**

- 各種の証明書の請求や戸籍・住民異動の届け出を行う時は、本人確認書類が必要となります。本人確認書類とは、官公庁が発行した写真付きの身分証明書(写真付き住民基本台帳カード・運転免許証など)または健康保険証・年金証書などの複数の書類のことです。
- 郵便で請求などを行う場合は、本人確認書類の写しを同封してください(証明書の写しを原則、住民登録されている住所に送付します)

**「請求・届け出」の手続きが厳格に!!**

- 戸籍の証明書・住民票の写しなどの請求
- (1) 請求できる人
  - ① 戸籍の証明書の場合は、本人または配偶者、直系親族からの請求。住民票の写しの場合は、本人

- ② 国または地方公共団体からの請求
- ③ 権利行使や義務履行に必要な場合など正当な理由がある人からの請求
- ※ 代理人や使いの人が請求する場合には、委任状が必要となります
- (2) ①・②・③の場合
  - ① 請求には正当な理由を明示し、証明する資料の提示が必要です。
  - ② ① 自身の権利を行使したり、自分の義務を果たすために戸籍や住民票の内容を確認する必要があること
  - ② 国または地方公共団体に提出する必要があること
  - ③ 戸籍の届け出
    - 認知・養子縁組・養子離縁・婚姻・離婚の届け出の時に、本人確認を行います
    - 本人確認ができなかった場合は、本人あてに届け出を受理したことを通知します
    - 住民異動の届け出
      - 窓口に届け出る人の本人確認書類が必要。また、代理人・使いの人が届け出る場合は異動する本人の委任状が必要となります
      - 本人確認ができなかった場合や代理人・使いの人による届け出の場合は、異動する本人に届け出を受理したことを通知します

問い合わせ先 市民課 ☎32・2052

## 身体障害者巡回更生相談

と き	相 談 科 目
5月15日(木)	肢体不自由者・聴覚障害者
6月19日(木)	肢体不自由者
7月17日(木)	肢体不自由者・聴覚障害者
9月18日(木)	肢体不自由者
12月 4日(木)	肢体不自由者・聴覚障害者
平成21年	
2月19日(木)	肢体不自由者・聴覚障害者
3月19日(木)	肢体不自由者

ところ 障害者福祉センター「神南備園」(大谷)  
受付時間 午前11時～正午(予約要)  
持ってくるもの 印鑑、身体障害者手帳、障害年金などの受給者は通帳の写し  
問い合わせ先 障害福祉課 ☎32-2067、神南備園 ☎24-9402

## 心身障害者医療費給付

### 資格更新のお知らせ

心身障害者の医療費給付を受けている人が、7月からも引き続き給付を受けるためには、資格の更新手続きが必要です。

期間 6月2日(月)～13日(金)

問い合わせ先

- 障害福祉課(市役所1階8番窓口) ☎32-2067
- 加茂支所市民生活課 ☎32-7032
- 阿波支所市民生活課 ☎32-7042
- 勝北支所市民生活課 ☎32-7022
- 久米支所市民生活課 ☎32-7012

